

新旧对照条文

○厚生労働大臣が定める者（平成十八年厚生労働省告示第五百四十八号） 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

[illegible]

了者」という。）を除く。）若しくは第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級訪問介護員」という。）以外の者

二 居宅介護サービス費の注5の①の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）若しくは第十五号に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

三 居宅介護サービス費の注6の①の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）若しくは第十五号から第十八号までに掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

四 居宅介護サービス費の注5の②及び注6の②の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号、第七号又は第十一号に掲げる者であつて、身体障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
、第三号、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第七号、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第十一号若しくは第十五号に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

。を除く。）若しくは第八号（三級相当研修課程修了者を除く。）に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち基準別表第四に定める内容以上の研修の課程を修了し、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三条第一項各号に定める者（以下「都道府県知事等」という。）から当該研修を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「三級訪問介護員」という。）以外の者

二 居宅介護サービス費の注5の①の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
、第五号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第八号（三級相当研修課程修了者に限る。）若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

三 居宅介護サービス費の注6の①の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
、第五号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第八号（三級相当研修課程修了者に限る。）若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

四 居宅介護サービス費の注5の②及び注6の②の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第三号、第六号又は第九号に掲げる者であつて、身体障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に従事した経験を有するもの

五 居宅介護サービス費の注7ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
、第三号、第五号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第六号、第八号（三級相当研修課程修了者に限る。）
、第九号若しくは第十二号に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
（第三号、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）
第七号、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）
第十一号若しくは第十五号から第十八号までに掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注4の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号（居宅介護従業者基準別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）まで、第六号、第七号、第十号、第十一号、第十四号又は第十五号に掲げる者

九 介護給付費単位数表第3の1の同行援護サービス費（以下「同行援護サービス費」という。）の注3本文及び注4本文の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当する者

イ 居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準別表第三に規定する課程を修了した者に限る。）
第八号又は第十二号に掲げる者（居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）
第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）

六 居宅介護サービス費の注8ただし書及び注9ただし書の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）
（第三号、第五号（三級相当研修課程修了者に限る。）
第六号、第八号（三級相当研修課程修了者に限る。）
第九号若しくは第十二号から第十五号までに掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員である者

七 介護給付費等単位数表第2の1の重度訪問介護サービス費（以下「重度訪問介護サービス費」という。）の注4の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

八 重度訪問介護サービス費の注5及び注6の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号から第三号（同告示別表第二に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）まで、第五号、第六号、第八号、第九号、第十一号又は第十二号に掲げる者

く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、十六号（居宅介護従業基準による廃止前の指定居宅介護等の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるもの（平成十八年厚生労働省告示第二百九号）第三号に定める視覚障害者外出介護従業者養成研修（以下「視覚障害者外出介護従業者養成研修」という。）の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行つた者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者にあつては、平成二十六年九月三十日までの間は、居宅介護従業者基準第一条第四号（居宅介護従業者基準第一条第四号に規定する同行援護従業者養成研修（居宅介護従業者基準別表第三に係るものに限る。）の課程を修了した者に限る。）に掲げる者に該当するものとみなす。）

ロ 居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十四号（三級訪問介護員を除く。）、第十六号（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修の課程

を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）、第十七号（視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者に限る。）又は第十八号（視覚障害者外出介護従業者養成研修又は視覚障害者外出介護従業者養成研修の課程に相当するものとして都道府県知事が認める研修を受講中の者であつて、平成十八年十月一日以降に当該研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものに限る。）に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

ハ 厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十五条に規定する国立障害者リハビリテーションセンターの学院に置かれる視覚障害学科（国立障害者リハビリテーションセンター学院養成訓練規程（昭和五十五年厚生省告示第四号）第四条第一項に規定する視覚障害学科をいう。）の教科を修了した者又はこれに準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

十 同行援護サービス費の注3ただし書及び注4ただし書の厚生労働大臣が定める者

次のいずれかに該当するもの

イ 平成二十六年九月三十日までの間に居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げ

る者に該当することとなるもの

ロ 居宅介護従業者基準第一条第二号（三級居宅介護従業者に限る。）、第六号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十号（三級相当研修課程修了者に限る。）、第十四号（三級訪問介護員に限る。）又は第十五号に掲げる者であつて、視覚障害を有する身体障害者又は障害児の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

十一 介護給付費等単位数表第4の1の行動援護サービス費（以下「行動援護サービス費」という。）の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第五号、第六号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第九号、第十号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十三号若しくは第十五号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの以上又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者又は第十四号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

十二 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第一条第五号、第九号又は第十三号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）

九 介護給付費等単位数表の第3の1の行動援護サービス費（以下「行動援護サービス費」という。）の注3本文の厚生労働大臣が定める者

居宅介護従業者基準第一条第一号、第二号（三級居宅介護従業者を除く。）、第四号、第五号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第七号、第八号（三級相当研修課程修了者を除く。）、第十号若しくは第十二号（都道府県知事から居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第二に定める内容に相当するもの以上又は居宅介護従業者基準第二条の規定により読み替えられた訪問介護員基準別表第三に定める内容に相当するもの以上の知識及び技術を有すると認める旨の証明書の交付を受けた者に限る。）に掲げる者又は第十一号に掲げる者のうち三級訪問介護員以外の者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの

十 行動援護サービス費の注3ただし書の厚生労働大臣が定める者
居宅介護従業者基準第一条第四号、第七号又は第十号に掲げる者であつて、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限る。）に一年以上従事した経験を有するもの（前号に掲げる者を除く。）